

◆使用時間、利用料金

1 基本料金

①一般貸出 1日あたり 平日/75,000円(税別)、土日祝/100,000円(税別)

*電気代別 ※冬季は使用量に応じて灯油代をいただきます。

*付帯設備費および管理人件費は上記料金に含まれます。

*3日間以上の利用から受け付けます。

②提携公演 5日間 260,000円(税別) 6日間 260,000円(税別)

*電気代別 ※冬季は使用量に応じて灯油代をいただきます。

*付帯設備費および管理人件費は上記料金に含まれます。

*追加をご希望の場合、1日 50,000円(税別) +電気代別でお申し込みいただけます。

*2週にわたる公演や長期利用も承ります、ご相談ください。

*「◆E9 サポーターズクラブ会員(支援会員)観劇受け入れ」について、ご同意いただくことが前提となります。

③その他 募集時の要項に応じた利用料・利用条件。

2 使用時間、延長料金

9:00~22:00 の内の 12 時間

*上記時間帯の内、12時間が、基本料金内での使用時間となります(入館から退館までの時間です)。延長の場合は、10,000円(税別)/30分いただきます。

*スピーカーからの音出しおよびスタジオ内での音の出る作業、行為は9:00から21:30までです。

*12時間以上の使用を希望する場合は、午前8時から使用することができます。ただし、22時以降の延長はできません。

・使用時間を厳守してください。使用時間は入館から退館まで含めた時間となっております。それ以外の時間に許可なく使用した事が判明した場合、いかなる理由であっても追加料金が発生します。

◆キャンセル料

下記の期間に使用を取り消された場合、以下のとおりキャンセル料を申し受けます。

- ・年間パンフレット入稿後のキャンセル・・・1万円
- ・使用開始日の6ヶ月~4か月より前・・・会場使用料の10%
- ・使用開始日の4ヶ月~3か月より前・・・会場使用料の25%
- ・使用開始日の3ヶ月~1か月より前・・・会場使用料の50%
- ・使用開始日の1ヶ月前~当日まで・・・会場使用料の100%

※当劇場では、仕込日とバラシ日に技術管理スタッフが対応する体制をとっております。

通常、劇場利用初日が仕込日、劇場利用最終日がバラシ日と想定されますが、そうではない場合は【公演の1ヶ月前まで】に劇場までお知らせください。

例1：劇場利用日初日は機材利用なしで稽古、2日目に仕込

例2：利用日初日は舞台のみ仕込、2日目に音響・照明仕込 など

直前での仕込日等の変更の場合、管理スタッフ人件費のキャンセル料を以下のとおりいただきます。

<管理スタッフ人件費 キャンセル料金>

使用開始日の28日前~15日前の変更・キャンセル・・・管理スタッフ人件費の50%

使用開始日の14日~8日前の変更・キャンセル・・・管理スタッフ人件費の70%

使用開始日の7日前から当日の変更・キャンセル・・・管理スタッフ人件費の100%

※技術管理料：プラン料と付随する日当・増員料のいずれにも適用される。

また、仕込が2日以上にわたる場合は、追加で管理スタッフ人件費が必要となります。

◆E9 サポーターズクラブ会員(支援会員)観劇受け入れ

- 1 提携公演の場合、E9 サポーターズクラブ会員(支援会員といいます)の観劇を受け入れてください。支援会員からの予約については、当館が受付を行い、随時、利用者にお知らせいたします。
- 2 劇団がチケットを販売している限り、支援会員からの観劇予約を受け取りますので、必ず、支援会員の観劇を受け入れてください。
- 3 当館は、受け入れいただいた支援会員の観劇数に応じ、以下のとおり、利用者にお支払いいたします。
 - ・ステージ数×10名まで 500円/1名
 - ・上記総数をこえる場合、こえた部分につき 2,000円/1名
- 4 当館ホームページで、チケット販売を行います。チケット販売総数の30%以上は、当館ホームページにて販売してください。委託販売手数料はいただきません。クレジット決済手数料(3.6%)も当館が負担いたします。

◆禁止事項

- 1 利用者による以下の行為を禁止します。
 - ・当館を許可された使用目的以外に使用すること
 - ・使用の権利を、他団体・個人などに譲渡したり、転貸すること
 - ・申込書の内容に虚偽の事項を記載すること
 - ・建物の他の利用者や近隣住民に迷惑や混乱を生じさせること
 - ・当館が危険、または不適切とみなす行為をおこなうこと
 - ・当館スタッフの指示に従わないこと
 - ・劇場内への危険物の持ち込み、劇場内での火気使用(火気使用には申請が必要です)、劇場内での大量の水分散布等を行うこと
 - ・扉を開放したままでの音出し、大きな音の生じる作業・行為をおこなうこと
 - ・当館及び周辺で、9時から21時半以外の時間で、音が出る作業をおこなったり、騒音をたてるようなことをおこなうこと。
 - ・事前に相談の無い持込照明音響等の機材を使用すること
 - ・法律違反または公序良俗を害するおそれのある行為を行うこと
 - ・当館の事業目的を逸脱するまたは、当館の品位を損なうおそれがある行為を行うこと
- 2 利用者は、前項記載事項について、利用者のスタッフ、関係者及び来場者等が行うことがないように、管理、監督を行ってください。

◆遵守事項等

- ・公演の実施にあたって必要となる著作権処理の手続き・処理費用の支払いは適切に行ってください。
- ・利用者は、使用日初日の2週間前までに、当館使用内容(舞台装置・照明・音響などの使用予定)について当館スタッフと打ち合わせを行ってください。
- ・使用期間中、利用者は、利用者のスタッフ、関係者及び来場者等の行為について、責任をもって管理して、事故防止には万全を期してください。当館スタッフの過失による事故を除き、使用中の人的、物的事故については全て利用者側の責任とし、当館は一切賠償責任を負いません。
- ・設備、照明・音響機材等の詳細は事前に確認し、使用最終日にすべて原状復帰してください。使用期間終了日の退室時には、原状完全復帰をした上で、当館担当者と一緒に最終チェック作業をしてください。備品、設備等を破損、紛失した場合は、利用者の責任において弁償して頂きます。
- ・不測の災害や事故等に備え、当館の利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、利用者のスタッフ、関係者及び来場者等に対して事前に説明しておいてください。
- ・災害など緊急時には、当館の指示に従い避難誘導等を行ってください。
- ・当館周辺道路で長時間の駐車はしないでください。
- ・自転車/二輪車は当館敷地内の駐輪スペースに整頓して並べてください。
- ・当館内は禁煙です。タバコを吸う際は屋外の喫煙スペースをご利用ください。
- ・楽屋ごみは、ゴミ袋(半透明)を劇場でお渡しします。缶ビンペットボトル/普通ごみの2種類に分別し、毎日お帰りの際に1Fのキッチンに出してください。
- ・ホール内は飲食禁止です。飲食は楽屋か屋外などをお願いします。
- ・貴重品等の管理は使用者側でお願いいたします。紛失盗難などについては、当方は一切賠償責任を負いません。

- ・定員を超える来場者を入場させないでください。
- ・利用者が、当館周辺で騒音を発生させることのないように、管理してください。特に、終演後は、21 時半までに、利用者を当館周辺より解散させていただき、周辺で騒音を発生させないようにしてください。
- ・各部署における注意事項は、「THEATRE E9 KYOTO 使用上の注意事項」に別途定めておりますので、これらの事項も遵守してください。
- ・ハラスメントの防止について、「THEATRE E9 KYOTO ハラスメント防止ガイドライン」に同意し、座組内に周知・共有した上で稽古等の創作を含め公演を実施してください。

◆反社会的勢力でないこと

- 1 利用者は、当館に対し、現在及び将来において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証してください。
 - ・自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であること。
 - ・自己の役員その他自己の経営を実質的に支配する者が反社会的勢力であること。
 - ・自己の親会社、子会社又は関連会社が反社会的勢力であること。
 - ・自ら若しくは自己の役員その他自己の経営を実質的に支配する者、又は自己の親会社、子会社若しくは関連会社が、反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力と密接な関係を有すること。
 - ・自ら若しくは自己の役員その他自己の経営を実質的に支配する者、又は自己の親会社、子会社若しくは関連会社が、反社会的勢力を利用して、自己又は第三者の不正の利益を図り、また他者に損害を与えるなどの不当な行為を行うこと。
 - ・自ら又は第三者を利用して、直接又は間接に、他者に対して詐術的行為、暴力的行為、脅迫的言動、業務妨害行為を行うこと。
- 2 当館は、利用者が前項のいずれかに該当したときは、何らの催告なしに直ちに本契約を解除致します。この場合、利用者は、契約を解除されたことにより生じた一切の損害について、当館に損害の賠償を請求することができません。

◆使用の中止

- 1 当館ご使用確定後（使用中）であっても、以下に該当する場合は、以後の利用をお断りすることもあります。
 - ・禁止事項がなされたとき
 - ・遵守事項を守っていただけなかったとき
 - ・反社会的勢力に該当することが判明したとき
 - ・利用者による利用によって、劇場及び近隣が混乱し、また諸般の危険が予想されるとみなしたとき。
 - ・関係所官公庁より中止命令の出た場合。
 - ・不測の事故、災害のため、使用が不可能になったとき。
- 2 前項により、利用をお断りした場合であっても、利用料金はいただきます（不測の事故、災害のため、使用が不可能になったときを除く）。また、利用のお断りにより、利用者が生じた損害について、当館は、一切負担しません。

◆免責及び損害賠償

- ・ご利用において生じた物品の盗難・破損等の事故及び熱中症、けが等の人身事故については、その原因の如何を問わず、当館は一切の責任を負いません。
- ・災害、その他の不可抗力その他当社 jik おうの責に帰さない事由により、利用が中止された場合、当館は、いかなる損害についても一切の責任を負いません。
- ・利用者及び関係者が当館の付帯設備、備品を毀損・紛失させた場合は、当館はその一切の損害を賠償請求させていただきます。
- ・その他、利用者が本規約に違背したことによって、当館が損害を被った場合には、その損害や付随する損害について賠償請求させていただきます。
- ・当館の責任により、当館が利用できなかった際は、該当料金の返金をもって上限の保障とさせていただきます（未請求の場合は、請求いたしません。）、それ以上の責任は負いかねます。

◆準拠法、合意管轄

- ・本規約の準拠法は、日本法とします。
- ・本規約に起因または関連し当館と利用者間に生じた紛争については、京都地方裁判所または京都簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所といたします。